

令和4年度 決算審査特別委員会（令和3年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第3班（人事委員会事務局、教育庁、
労働委員会事務局、生活環境部、保健福祉部）

- ・知事提出継続審査議案第23号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第24号：認 定
「令和3年度福島県流域下水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第25号：認 定
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第26号：可 決
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第27号：認 定
「令和3年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第28号：認 定
「令和3年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月18日（火） 人事委員会事務局）

江花圭司委員

局長説明要旨に新たな受験層の獲得と記載があるが、そもそも定住等を目標に他県から本県に職員として採用しているのか。他県から本県職員として採用される割合を聞く。

採用給与課長

採用試験における他県からの合格者について、公平・公正の観点から出身地等に関する集計は実施していない。本県の受験者数が減少している状況にあるため、局長説明要旨にもあったように東京都で試験を実施するなど広く職員を募集している。本県のみならず他県からの受験者数が増えるよう努力している状況である。

江花圭司委員

他県からというよりも、本県出身者が他県に進学した際も受験しやすい環境を整えていることが大きいと理解した。

予算執行説明資料521ページで説明があった人事行政相談業務については、県職員全てを対象にパワハラなどの相談を受け付けているのか。

次長兼総務審査課長

人事行政相談については、県職員のほか公平事務を受託している県内の市町村、一部事務組合を対象に相談を受け付けている。

令和3年度は37件の相談があり、そのうちパワハラやセクハラなどハラスメントに関する相談は9件で全体の4分の1程度である。

江花圭司委員

例えば県立病院の看護師などの職員からの相談は含まれるか。

次長兼総務審査課長

人事委員会事務局は労働基準監督機関としての権限を持っているが、企業局や病院局の職員は対象外となる。

江花圭司委員

今回病院局関係で明らかになったことで、後輩にパワーハラスメントを訴えられ裁判にすると脅されていた先輩が弁護士に相談していたが、実はその後輩が自分の罪を隠すために先輩がパワーハラスメントであるとして訴えていたことが明らかになった。実は、そのパワーハラスメントを訴えていた後輩が、病院内の患者のクレジットカードを勝手に引き出していたということがあり、少し問題になっている。

病院局関係であり今回対象外ではあるが、パワハラ背景は分かりにくい部分があるため、その背景をしっかりと捉えられる人事委員会事務局であってほしいと思う。よろしく願う。

荒秀一委員

調査資料2ページについて、基本的な部分が不明であるため聞く。

市町村に委託して採用しているとの説明があり、市町村における採用行為のほか人事委員会事務局が行う採用行為とあるが、採用における分担作業、各市町村分がどの程度含まれているのか聞く。

採用給与課長

市町村職員の採用に関する当事務局の関与に関する質疑だと思うが、現在人事委員会で実施している採用試験は県職員のみである。市町村職員の採用については、知事部局において試験を手伝ったり、県で採用した者を派遣する形での関与はあると認識している。

荒秀一委員

制度の仕組みの確認で聞いた。県職員も市町村職員もある程度の質を保つために、試験内容を指導する立場にあると理解してよいのか。そういう意味における委託なのか。

次長兼総務審査課長

調査資料2ページに関する質疑かと思う。ここには公平委員会事務委託金に関する記載があり、各市町村から委託金を得ている。職員からの職場環境改善の要求や、不利益処分を受けた際の審査申立機関として、各市町村では公平委員会を設置することになっている。設置しない場合は県人事委員会に委託できる規定であり、その公平委員会に関する事務を委託している委託金が、この調査資料2ページの金額であるため、採用試験とは関係がない。

荒秀一委員

先ほど江花委員が公平事務に関して質疑したが、市町村や一部事務組合等におけるパワハラが7件との答弁があった。これは、公平委員会の委託を受けた県が事業を実施したと理解してよいのか。

次長兼総務審査課長

先ほどの37件のうちハラスメントに関する相談が9件あったとの説明は、県職員からの相談のほか、委託を受けている市町村や一部事務組合からの相談もある。

荒秀一委員

私も勉強しながらという部分があるが、公平委員会としての立場は非常に重みがあると思う。その意味では、公平委員会が下した決定等は、一部事務組合のほか常に連携していると理解してよいのか。大事な点であると思うため聞く。

次長兼総務審査課長

人事行政相談は、職員からの苦情を処理することという地方公務員法第8条の規定に基づき設置されている。当然、相

談内容によっては任命権者に対して本人の了解が必要になるが、必要があれば任命権者に対して改善を求めたり、本人が希望しない場合は他の相談窓口など様々助言する形で対応している。

荒秀一委員

要望とするが、職員からの申出は大変重みのある決断であり大事なものであると思うため、困っている弱い立場の職員について公平委員会の判断を任命権者が重く受け止めるよう、しっかり指導し連携願う。

佐藤郁雄委員

令和3年度主要な施策の成果説明書290ページにおける、3公平審査事務の実施のうち(4)労働基準監督機関の職権行使、ア実地調査、イ各任命権者に対する申し入れ、ウ臨検とあるが、それぞれの具体的な内容を説明願う。

次長兼総務審査課長

人事委員会は、県の官公署に関する事業に従事する職員に対しての労働基準監督機関としての職権行使を行う機関である。アの実地調査は、年度当初に休暇の取得状況や超過勤務の状況等について勤務条件実態調査として各所属等へ照会し、超過勤務の多い事業所等を抽出して行っており、昨年度は10件実施した。イの各任命権者に対する申し入れは、実地調査において職員等から聞き取り、勤務条件実態調査の内容等も踏まえながら知事部局や教育委員会、県警本部に対して改善内容を伝えている。ウの臨検は、労働基準監督機関としての職権を行使するという強制力を持った形で、改善事項を指摘して改善してもらうものであり、昨年度は8か所に対して実施した。

佐藤郁雄委員

最後に説明があった臨検について、例えば具体的にどのように実施したのか。

次長兼総務審査課長

先ほど述べた実態調査も同様であるが、臨検では勤務条件や超過勤務等の状況がある程度把握しているため、まずは超過勤務の多い事業所を抽出し、管理職からの聞き取りにより調査を実施する。

山内長委員

調査資料5ページにおける前年度の決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調について、要件誤認による事務処理誤りと記載されているが、内容を聞く。

次長兼総務審査課長

人事委員会では事務処理への指摘は受けていないが、今後そうした事案が発生するかもしれないため、処理状況に記載のとおり職員間の意思疎通を図りながら間違いがないよう重複チェックをしながら進めている。

山内長委員

了解した。

人事行政相談37件のうち4分の1である9件については内容が分かったが、残り4分の3について主な内容を教えてほしい。

次長兼総務審査課長

相談は多岐に及び、給与、勤務時間や福利厚生に関するもの等様々ある。ハラスメントに次いで多かった内容は、例えば会計年度任用職員の雇い止めなど任用に関する相談である。

古市三久委員

関連で聞く。相談件数37件及びハラスメントに関する相談は、それぞれ増えているかどうか教えてほしい。

次長兼総務審査課長

令和2年度比で述べる。3年度の相談件数は37件、2年度は58件であったが、複数回相談する者もいるため実人数としてはどちらも29名である。

また、2年度におけるハラスメントに関する相談は12件であったため、2年度は若干多かったかもしれない。ハラスメントについては、各任命権者が設置した相談窓口へは相談しにくいと、こちらに相談される例も結構あると思う。

古市三久委員

人事委員会に相談しない件数もそれなりにあると理解した。

企業局と病院局が人事委員会に相談できない理由について、仕組みや法的根拠はあるのか。また、教育委員会も同様か。

次長兼総務審査課長

地方公務員法において、企業局や病院局など事業を行っている現業の職員は対象外とされている。しかし、それらの職員から相談があった際も、対象外とするのではなく一応相談を聞くように対応している。

古市三久委員

教育委員会は対象か。

次長兼総務審査課長

教育委員会や県警本部は対象内の組織である。

古市三久委員

つまり地方公営企業法に関係する部分は、人事委員会の対象とはならないとのことである。

教育委員会からの相談件数を聞く。

次長兼総務審査課長

任命権者ごとの集計はしていないため、教育委員会から何件相談があるかについては述べることができないが、教育委員会からの相談も当然ある。

古市三久委員

説明資料では県職員を広く採用していくと記載されている。一方で、教員不足とも言われているが、人事委員会として個別に採用について検討していく考えはあるのか。

採用給与課長

教員の採用については、会場を広げたり試験科目を改正するとの話も聞いたが、法律により教育委員会で採用行為を行っているため、人事委員会で具体的に何か行うことはない。しかし、様々相談を受けることはあるため、人事委員会で実施している仕組み等を助言するなど教員の採用につなげられればと考えている。

吉田英策委員

労働基準監督機関の職権行使について、各任命権者への申入れ3回、臨検8か所の内訳について、回答できれば教えてほしい。

次長兼総務審査課長

知事部局、教育委員会及び警察本部への申入れだが、実際には知事部局は人事課長、教育委員会は職員課長、警察本部が警務課長というように、それぞれ人事を担当する部署への申入れである。

また、臨検については権限行使で行っていることから、公表は控える。

吉田英策委員

令和3年度の採用人数は417名との説明であったが、元年度、2年度と比較した数を聞く。

採用給与課長

先ほど局長から令和3年度の受験者数が1,590名、合格者が417名と述べたが、2年度の受験者数1,453名、合格者390名から微増している。また、元年度は受験者数1,653名、合格者425名であった。

吉田英策委員

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大や台風第19号に係る復興業務等により、職員不足や超過勤務が問題となっていたと思う。3年度における職員数は、職員を増やすとの観点で採用したのか。

採用給与課長

採用予定人数は各任命権者において仕事量や前年度の退職者数等から人数を算出し、人事委員会に対してこれほどの採

用数が必要であると申し入れてもらい、採用試験を実施する流れになっている。具体的な採用人数の増減は、各任命権者の判断になろうかと思う。

吉田英策委員

局長説明要旨によると大学卒程度の土木職や警察官採用候補者試験については様々工夫をしているようだ。有為な人材の確保に努めたとあるが、例年と比べて令和3年度の職員採用はどのようであったか。

採用給与課長

土木職の先行試験の結果については、採用予定者数4名に対し受験者数32名、最終合格者は7名、競争倍率としては4.6倍であった。通常6月に実施している大学卒程度の土木職の試験は競争率が1.7倍であるため、比較すると高い倍率で採用試験が実施できたと考えている。

次に、警察官の試験については東京会場の設置に合わせて、これまで関東圏や宮城県と同日に第一次試験を実施していたが、1週間日程をずらして実施した。その結果、令和3年度の警察官A採用候補者試験（第1回）の受験者は男女合わせて329名、前年度より185名、約2.3倍に増えた。

吉田英策委員

大分工夫して採用していることが理解できた。

令和3年度主要な施策の成果説明書291ページ、(2)職員の採用選考の実施として選考採用192名との記載があるが、詳細を聞く。

採用給与課長

職員採用については、人事委員会が実施する競争試験のほか各任命権者が実施する選考試験があり、その選考試験によって採用された人数が192名である。

吉田英策委員

人事委員会で実施する採用試験とは別に、各任命権者が直接実施する採用試験ということであるが、例年200名近くいるのか。

採用給与課長

各任命権者が採用のための選考行為を行い、最終的な採用については、全て人事委員会に報告が上がる流れになっている。

吉田英策委員

令和3年度に県職員として採用した人数は、417名プラス192名と理解してよいか。

採用給与課長

委員指摘のとおり、選考試験は競争試験とは別であるため合計数が採用人数になる。選考試験は3年や5年の期間での採用や通年採用など様々な種類があり、単純には合計できないかもしれないが、令和3年度ではこれら全員が採用されたと考えてよい。

吉田英策委員

各任命権者が行う採用試験の要綱のようなものがあれば、後ほど資料として提出願う。

星公正副委員長

提出は可能か。

採用給与課長

先ほどの答弁に誤りがあった。試験で採用された人数が417名と述べたが、これはあくまでも合格者数であるため、実際の採用人数となるともう少し人数が減る。申し訳ない。

また、委員から要望があった選考試験の要綱は各任命権者で作成しているが、人事委員会の手元にもあるため提出は可能である。

吉田英策委員

土木職の採用について、例えば民間企業経験者を採用する必要があるが、そうした採用人数が192名であるのか。

採用給与課長

民間企業経験者の土木職については、令和3年度主要な施策の成果説明書291ページ、4（1）民間企業等職務経験者採用候補者試験の中に含まれる。

佐藤郁雄委員

新たな受験者層の獲得に努めるため試験日を変更するなど様々対応していると思うが、他県とは異なる本県の特徴はあるか。

採用給与課長

大学卒程度の試験は基本的に全国ほぼ統一された日程で実施しており、その中から本県を選んでもらわなくてはならないとの課題がある。人事委員会としても様々手を尽くして対応しているが、なかなか募集人数が増えない現状にある。その中で、先ほども説明したように土木職の先行試験は日程を2か月早めて試験を行う形を取り、その分実績を上げたと考えている。

佐藤郁雄委員

今の説明は分かっているが、ほかにないか。

採用給与課長

本県の特徴としては、集団討論を実施したり係長クラスの職員との面接を実施するなど二次試験の面接を2回実施している。他県でも実施しているところもあろうかと思うが、本県ではそうした部分を特徴として打ち出している。

荒秀一委員

公平事務の執行について聞く。職員にとって様々なトラブルに対する窓口があるということは大変安心すると思うが、困った際はどこへ行けばよいなど職員への周知はどのようにしているのか。また、相談があれば、20回ほど開かれる定例会において対応するのか、もしくは専門職が対応するのか。さらに、労働基準監督機関としての役割を担っているが、他機関との連携はしているのか。

セクハラについては刑事的な部分があるため、その辺りはしっかりと体制を組んで対応していると思うが、その辺りを聞く。

次長兼総務審査課長

相談窓口の周知については、年度当初に、職員がパソコンで見られる画面に相談窓口を案内している。また、県警本部や教育委員会に対しては、文書にて相談窓口を職員に周知するよう通知している。

次に、公平委員会の事務については、毎回ではないが人事委員会へ人事行政相談の件数や内容の傾向等の結果を報告している。また、措置要求や審査請求を受理すべきかを人事委員会に諮る。人事委員3名の中には弁護士がおり、審理委員長や委員として審理を進め、人事委員会に諮ることで公平性を保っている。

また、労働基準監督機関の職権行使については、連携というより、各任命権者等に対して改善すべき点をきちんと伝えていくものであると思う。

荒秀一委員

職員が大変悩んでいるケースがあるとたまに聞くことがあるため、しっかりと手を差し伸べてほしい。病気で治療を受ける例もあるため、組合などささいなことでも相談しやすい窓口体制が極めて大事であると思うが、決算審査ではあるものの今後の工夫があれば聞く。

次長兼総務審査課長

当然職員も相談を受けるが、職員が気軽に相談できる体制としては、会計年度任用職員で人事行政相談員を1名雇用し、専門的に相談を受けている。また、職員の悩みに対して福利厚生室などとも連携しながら対応していきたい。

江花圭司委員

人事院勧告の時期である。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりマイナス0.5の引下げで対応してきたとのことだが、地域においても公務員と民間との所得の差が非常に開いていると思う。かねてから県内の500か所程度でサンプルを抽出しているとの答弁があったと思う。サンプル抽出において、中核都市などの所得が高い地域ばかりでなく、所得が低い地域のサンプル数を多くしなければ、会津地方のように公務員の所得が非常に高く民間所得が低い状況が見受けられてしまう。令和3年度はどのように対応してきたのか。

採用給与課長

令和3年度に実施した職種別民間給与実態調査については、県内全体の企業規模50名以上かつ、事業所規模50名以上の県内の784事業所から175の事業を無作為に抽出した。無作為とはいえ、企業の規模や産業の内容、組織等から13層に分類し、各層から無作為に抽出する方法で、人事院で決定した企業を人事委員会で調査する流れを取っている。

残念ながら地域ごとの区分とはしていないが、県内企業で平均的に無作為に抽出しているため県内全体を表した数字であると認識している。

江花圭司委員

法令で決まっているかは不明だが、面積や中山間地域など地域要件を勘案していかないと、本当に開きがあり反発も結構多く一揆が起きそうな状況になると懸念している。

今後人事委員会勧告についてどのように考えていくのか、地域要件を満たすようなサンプルの抽出方法を考えていかなければいけないと思うが、どうか。

事務局長

県の人事委員会勧告は県内全域で異動する可能性のある県職員の給与について勧告を行うものであり、そのための基礎となる職種別民間給与実態調査である。今課長が述べたように人事院と共に実施している。現在の企業規模50名についても、これまでずっと同じように実施してきたのではなく、ある時期に全国一斉で少し小さい企業も入れるように見直されている。意見を踏まえながら、今後、より県民に理解してもらえるような調査、勧告になるよう留意して取り組んでいく。

(10月18日(火) 教育庁)

江花圭司委員

調査資料6ページ、寄附金のうち用途指定なき寄附金について、民間団体で活動している者などは教育に役立ててほしいと寄附するが、主な内容及び金額を聞く。

高校教育課長

寄附金について手元に詳細な資料がないため、調べて後ほど報告する。

江花圭司委員

予算執行説明資料457ページ、SNSを活用した子どもの心サポート事業でLINEを活用した相談受付が638件との報告だったが、相談内容とLINEに登録する仕組みを聞く。

高校教育課長

平成30年度から相談窓口を開設し、令和3年度は1日当たり平均1.8件の相談状況である。内容は学校生活上の悩みであるが、中には自殺をほのめかす内容もある。そのような場合は可能な限り所在や氏名などを聞き出し、関係機関との連携につなげる対応をしている。

登録については、チラシ等から登録して相談につないでいる。

江花圭司委員

大変効果的だと思う。最近、私からの電話に対応した職員がいたが、目に見えないいじめ等に対して、各教員によって対応が違うことは甚だおかしい。

例えば、生徒間でけんかやいじめの解決をするのであればよいが、親を呼ぶ対応をする教員がいる。相手の親が一方的に決めつけた生徒に謝罪を求める状況が見受けられた際に、LINEを活用して子供が学校以外に相談できる体制は大切である。

そのことが周知されていない状況もあるため、今後の周知も含め多くの生徒たちに寄り添い対応してほしい。

吉田英策委員

教育長説明要旨から幾つか聞く。

英語教育について、小中連携で進めており外部試験を実施しているとのことだが、教員の何%が外部試験を受検しているか。また、この受検費用は教員が負担するのか。それとも教育委員会が負担しているのか。

義務教育課長

外部試験について、中学校の英語教員が全て受検するよう計画している。

これは昨年度より開始し今年が2年目、来年が3年目として3年間かけて全員が受検する。費用は全て県が負担している。

吉田英策委員

教職員多忙化解消アクションプランⅡについてスクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員はどのような配置になっているのか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフは大規模小学校への通常分として多忙化解消のために配置している。令和3年度は90校に配置予定であり、90校全てで配置が進んでいる。また、消毒等を行う新型コロナウイルス感染症対応分としては、昨年度476校に配置した。

対象とする全校への配置ということで進めてきたが、なかなか人材が見つからず93.3%の配置にとどまった結果である。

健康教育課長

部活動指導員の配置について、令和3年度は中学校における指導員の配置が県内20市町村で75名である。高校は県内47校72名の配置である。全て市町村や県立学校からの要望に応じて配置している。

吉田英策委員

部活動の指導員は、小中学校は市町村への配置、高校は47校であり全てではない。約何%なのか。

健康教育課長

約90%の配置である。

吉田英策委員

やはり教職員の多忙化解消が大きな目的だと思うが、長時間勤務が解消されていないのではないのか。この配置により教職員の長時間勤務がどの程度解消されているのか。

職員課長

県が策定した教職員多忙化解消アクションプランⅡに基づき多忙化解消に努めており、毎年定期的に勤務実態調査を行っているが、部活動指導員の配置によってどの程度減少したかまでは調査していない。ただし、実際にアクションプランの取組状況を調べると、効果のあった取組として部活動指導員の配置、スクール・サポート・スタッフの配置が負担軽減に非常に役立っているとの意見が多い。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフ配置による業務改善の数値を説明する。配置していなかった平成29年度と昨年度を比較すると、1週間当たりの勤務時間が約2時間29分削減されたとの報告が上がっている。

吉田英策委員

やはり教員の通常業務以外の仕事をサポートする人員を配置すれば、勤務時間削減になるため大いに進める必要がある。

部活動指導は教職員が一番時間を取られるものであり、部活動の支援員を増やす取組が行われている。保護者から本当に単に増やすだけでよいのかとの意見も聞くが、教職員の多忙化解消のため知恵を尽くすことが必要であり、配置した成果についてきちんと教育委員会が評価結果を持つ必要がある。

先ほどなかなかつかめていないとの答弁だったが、きちんと把握してほしい。県の考えを聞く。

健康教育課長

私が聞き違えたかもしれないが、配置を希望している学校に対しては90%の配置率である。なお、学校数全体の79校のうち令和3年度は47校に配置したため、59.5%の配置である。

成果について、各学校で部活動指導員の活用に工夫を凝らしている。競技力の強化ではなく、校内分掌等で多忙を極めている教員が担当している部活動に配置したり、1つの部活動にこだわらず2～3つの部活動の指導や引率など校内の教員の事情に応じ、指導員の活用を促していると聞いている。

吉田英策委員

教職員の心身の健康保持や子供と向き合う時間の確保、自己研さんの時間の確保は大事だと思う。教職員多忙化解消アクションプランⅡをより進めてほしい。

もう1つ、高校の統廃合について、昨年度は、喜多方高校と喜多方東高校、小名浜高校といわき海星高校の2つが統廃校となった。このことによって、維持管理費の削減は試算しているのか。

県立高校改革室長

統廃に伴う学校の運営に係る経費の削減について、現在、統廃前後の把握はしていない。

吉田英策委員

経費削減のために統廃を進めろとの意図で聞いているわけではない。

統廃合の目的の一つに施設の維持管理費の削減もあり、国からの施設管理計画に基づいて行われていると思う。

2つあった学校を1つにすれば、どの程度経費が浮くのか。経費の削減効果がなければ強引に統廃合を進める必要はない。少人数の学校でも十分子供たちの教育ができ、それがよい子供もいることから様々な意味で統廃合の成果を明らかにすることが必要である。財政面、子供の教育、地域に与える影響の問題を総括すべきである。教育委員会では前期計画終了に伴う評価は行わないのか。

財務課長

統廃合に係る学校維持管理経費等の削減効果等について、統廃合された中で複数の学校が1つになれば削減するものもあるが、逆に維持管理費が増えているものもある。現在、それぞれの学校の統廃合がスタートした段階であるため、まだ明確な数字がまとまっていない。

教育委員会としては、今後、統廃合が進めば維持管理経費の削減等も検討せざるを得ない分野ではあるが、まだ、ここで述べるレベルの内容まで整っていない。

吉田英策委員

次に、学びのセーフティーネットの構築について、教職員の加配やスクールカウンセラーの配置を継続するほか不登校にきめ細かに対応するための専任教員を配置しているとのことだが、専任教員とはどのような教員なのか。今まで学校にいた教員をこの部署に配置替えしたのか。それとも新たに教員を増員し配置しているものなのか。

義務教育課長

スペシャルサポートルームにおける専任の教員配置について、専任教員とは生徒指導、教育相談にたけた教員を専任担当として配置する代わりに常勤講師を学校に1名加配する。加配が1名つくため、スペシャルサポートルーム専属として子供たちをしっかりと見てもらう環境を整えている。

吉田英策委員

教員を配置した代わりに、専任の講師を増やすとの方法なのか。スペシャルサポートルームが子供たちの健全な心身の

育成のために必要とすることであれば専任の教員を配置すべきであり、補充も正規教員とすべきである。教員が不足しているため1年間の臨時講師なのかもしれないが、なぜ正規職員を配置しないのか。

義務教育課長

専任の教員は定数の中の教員であり、加配はあくまでも定数外分である。1年のためここには教諭は入れず、代わりに1年の常勤講師を加配する。

吉田英策委員

スペシャルサポートルームは定数外なのか。なぜそのような扱いにするのか。子供たちの学習支援や心のケアに必要だと言うのであれば、スペシャルサポートルームに配置する教員も定員増とすべきではないのか。

義務教育課長

学級数によって定数が定められている。スペシャルサポートルームのある学校にはもともとその定数があり、スペシャルサポートルーム専属として配置した1名は加配になるため、見た目は講師である。

実際には生徒指導や教育相談にたけた教員を専属として配置したいため、すばらしい力がある教員をスペシャルサポートルーム担当に配置するが、その分定数1が取られるため加配として常勤講師を配置する。

星公正副委員長

吉田委員に述べる。これは一般的な事項に入る。

吉田英策委員

やはりスペシャルサポートルームも教育の一環であるため、全体含めて教員の定数増を考えるべきである。

荒秀一委員

吉田委員から教員の働き方の質疑があったが、部活動指導員について私なりの考えを述べてから質問する。

外部の指導員の確保は非常に大事である。そこまではよいが、私もスポーツ少年団等を経験し、スポーツやほかの部活動の経験者のレベルが子供たちに与える影響は非常に大きいと感じている。社会教育か学校教育かの方向性や中体連の議論もしなくてはならないが、あるスポーツにたけた者でも本当に外部指導員にふさわしいかどうかある程度吟味しなければならない。教員の働き方ももちろん大事だが、子供たちに及ぼす影響は極めて甚大なものであり、私も何回か自分のスポーツクラブで失敗した例がある。社会的に様々な問題があった人間だったが、指導者と思い、なかなか辞めさせることができなかった。まして雇用となると大きな問題にもなる。

教員の都合だけではなく、教育で一番大事なのは子供たちだと思うが、考えを聞く。

星公正副委員長

荒委員に確認するが、これは決算に対する質疑なのか。

荒秀一委員

実績を述べていたため、その際の選考基準やどのような過程で選ばれたのか聞きたい。単純にサッカーであればサッカー協会が薦めた者に指導を依頼しているのか。それとも手順を踏んでいるのか。

健康教育課長

県立高等学校や各市町村で選んでいる指導員についても、ある程度の選考基準を設けている。

教員免許を持っている者がベストだが、それではなかなか人選もできないため、県立学校であれば校長がよく見てこの人物であれば間違いのないものに依頼している。例えば、これまでも部活動の外部コーチとしての役割を果たしていた者を指導員という身分に変え教員と同じ引率ができる立場を与える。

そのような中での選考だが、直接指導に関わるため指導者の考え方が非常に大事であり、各学校の管理職による研修に加え、県教育委員会としても指導員に対して、体罰の防止やドーピング等危険薬物等の取扱い等についてその都度指導しながら、教員の立場に立った部活動指導ができるよう研修などを行っている。

荒秀一委員

そのような苦労の中での数字だと思う。参考までに聞いたが、総合型地域スポーツクラブを各地区で行っている。

これからの部活動を総合的、将来的に考えていた私の恩師が20年前にドイツまで研修に行った。教育委員会だけでなく部署をまたいだ人材育成や地域の人材を育てることは極めて大事である。

その恩師は教職員で福島ユナイテッドF.Cの初代監督だが、私はずっと思いを持っている。指導者の質を向上させるべく全庁横断的な人材発掘を願う。もし答弁があればありがたい。

健康教育課長

委員から指摘があったとおりにトラブルがあつてからでは遅い。現在、中学校の休日の部活動を地域移行する全国的な動きもあり、まさに学校の部活動から地域の活動へ、今度は各地域がみんなで協力し合い子供たちのスポーツライフに関わっていく。

当然、質の高い指導が大前提であるため、質の向上に向けた研修会等を計画的に位置づけることが大事だと考えており、各地域の人材を育成していきたい。

荒秀一委員

今後の課題でもあり我々も努力するがよろしく願う。

さらに、昨年度の決算審査特別委員会ではコロナ禍で計画どおりに予算執行できなかったとの報告があった。それは当たり前のことだが、現場としても大変つらい思いもあったのではないか。

総じての考えを報告願いたいだが、昨年度において様々な事業計画を中止した中で、学校として子供の教育の役割を果たしたかどうかは、決算審査における大事なことだと私は信じている。

各学校及び各部署における見解と工夫により子供たちの教育における1年をどのように過ごしたか報告願う。

教育総務課長

コロナ禍により各市町村立及び県立学校では様々な制限が大変多かった。そうした中で各学校現場では様々な工夫を凝らしている。例えば、海外研修に行けない中、海外とオンラインでつなぎミーティングをしたり、様々な技術の活用、教員の創意工夫、感染対策を行いながら、みんなで集まることはできないが人数制限をかけて集まるなど、できるだけ教育成果が維持できるよう工夫が凝らされた。

即時の検証はまだ難しいかもしれないが、教員や学校現場に新しい知見、今後の新しい時代を見据えた知恵も蓄積されてきた。しっかりと大事にしながら、引き続き教育施策を遂行したい。

荒秀一委員

コロナ禍のため苦労もあると思う。オンライン授業で終わってしまった青春時代との言葉もよく報道等で聞くが、教育は学校でしか学べないものがある。様々な苦労も目の当たりにしているため、敬意を表しながらよろしく願う。

もう1点、予算執行説明資料460ページ、特別支援教育について、当然高等部以降の考え方があり。予算執行説明資料を読むと特別支援学校管理費等で子供たちの未来との言葉がかなり出てくる。私は最近、特別支援学校の卒業生のこれからについて親及び事業者と話したが、就労継続支援A型やB型事業所で終わってしまうのか。社会に出るための備えをする教育は非常に大事であるが、昨年度はどのような取組をしたのか。

特別支援教育課長

特別支援学校の進路について、コロナ禍ではあるが地域の企業等への現場実習等の体験活動を大事にするなど工夫しながら、就労のマッチングを大切に進めている。夢に向かってテクノチャレンジ事業も十分に進めている。

コロナ禍で制限しながらの開催であるが、継続して啓発活動を行うことが大事である。

荒秀一委員

通常の状況ではないことがよく理解できるが、この子は能力があると思うことがあるため、子供の能力開発を今後ともよろしく願う。

山内長委員

福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成の説明があった。

文部科学省から指定されたマイスター・ハイスクール事業の指定を受けて、福島イノベーション・コースト構想に寄与する職業人材の育成を目的とした研究実践を行ったとのことだが、具体的な内容をかみ砕いて説明願う。

高校教育課長

マイスター・ハイスクール事業について、まさにマイスター、それぞれの産業界の匠を呼び、実際に直接生徒に授業を行ってもらおう。

マイスターと教職員が共に授業を行うが、今後の人材育成の教育課程における教育プログラムの開発を行うことでスタートし、令和3年度は1年目となる。

基本的には基礎力の育成と位置づけ、2年目以降につなげるため生徒や教職員、教育プログラムの土台づくりを行う。マイスターを産業実務家教員と呼んでいるが、あらゆる分野の者に学校に来てもらい事業を展開している。

山内長委員

基礎の育成であり人材育成の観点で様々な産業との答弁だが、産業関係は幅広いため詳細を聞く。

高校教育課長

具体的には南相馬市の南相馬ロボット産業協議会と連携し、福島の未来をつくるテクノロジストの育成を目指している。

山内長委員

学びのセーフティーネット構想について先ほど説明があったが、不登校にきめ細かに対応するためスペシャルサポートルーム専任教員を配置したと思う。それはそれとして、学習支援や心のケアについて、加配やスクールカウンセラーを配置しているが、具体的に何校でどの程度の人数なのか。

義務教育課長

まず、令和3年度の教職員の加配は458名である。また、スクールカウンセラーは、小学校132校、中学校207校、義務教育学校6校、特別支援学校2校、高校84校、合計431校に配置している。

山内長委員

431校とのことだが、県内ではどの程度の割合なのか。

義務教育課長

小中学校について、私から答弁する。

まず、中学校は全校配置であり全ての学校にカウンセラーが配置されている。

小学校は約3割の学校である。中学校区の中にスクールカウンセラーを配置しているため、中学校配置のスクールカウンセラーが小学校に行き支援する計画を立てている。

高校教育課長

高校は全部で84校85名を配置している。1名数字がずれるが、郡山萌世高校に定時制と通信制があるため1名ずつ配置して85名となる。

特別支援教育課長

特別支援学校は分校も含めて24校中2校に配置している。

山内長委員

ほぼ配置しているが、小学校3割、特別支援学校2校と少ない理由は何かあるのか。

義務教育課長

小学校には3割しか配置していないが、実際には要望があれば中学校配置のスクールカウンセラーが動くため、当初から小学校は約3割程度の配置で進めている。

特別支援教育課長

特別支援学校は教員が特別支援教育を踏まえた教育をしており、教育相談も含めて行われている。2校については要望

があった学校に配置している。

山内長委員

I C Tを適切に活用して情報モラルに関する実効性のある事業を展開したとのことだが、情報モラル関係の授業では具体的にどのようなことを行ったのか。

義務教育課長

これからI C T教育が進むにつれて、情報モラル教育は両輪としてとても大事な教育になる。

昨年度から重点事業として、情報モラル教育に協力校として関わる小学校7校及び中学校7校をモデル校として実践を積み重ねている。

そこで、効果的な実践例を昨年度末ホームページに掲載した。3年間重点事業として継続して行っていくため、実践を積み重ねて、全県において専門家に頼らずとも教員自らが情報モラルについてしっかり指導ができるよう研修を通して育てたい。

山内長委員

情報モラルとは子供たちの閲覧禁止なども全部I C Tにセットになっていると思う。様々な情報モラルの中にはメール、酷評などを送っては駄目だとのこともあると思うが、どのような状況なのか。

義務教育課長

現在小学校では、危ないから見るのではなく将来的に児童生徒がその情報を活用していくための情報活用能力を高める指導に力を入れている。

そのためにも、駄目なことは駄目ではなく、なぜ駄目なのか、自己決定できる力、選択できる力、優先順位をつける力などの活用力をつけていくため実践を積み重ねている。

山内長委員

そうすると、全て閲覧できる通常のインターネット環境で実施しているのか。

義務教育課長

学校で見える場合にはある程度フィルタリングや規制をかけている。

家庭では保護者の責任にもなるため、保護者としっかり連携し理解してもらい、家庭におけるフィルタリングについても話している。

古市三久委員

教育長説明要旨の最後のページ、保健衛生用品等の購入経費を確保とあるが、校長の判断とのことなので学校ごとだと思う。規模によって予算額が決まってくるのか。また、どのような内容なのか。

高校教育課長

保健衛生用品の購入について、学校規模に応じて予算額を定めた範囲内で、各学校が実態に合わせて衛生用品等の購入を行っている。

例えば、サーキュレーター、CO₂モニターの導入など実態に応じて衛生用品を購入している。

古市三久委員

これは高校だけか。それとも、市町村立学校も含むのか。学校規模によるため上限と下限があると思うが、一番多いところ、少ないところ及び平均を聞く。

義務教育課長

小中学校に関わる感染症対策等の学校教育活動継続支援事業だが、市町村については国から直接補助している。実際に、市町村も補助金を活用しながら感染対策をしている。

高校教育課長

予算規模について手元に資料がないが、学校規模により段階的に予算が変わってくる。後ほどの報告でよいか。

古市三久委員

やむを得ないので後で教えてほしい。

令和3年度の各学校での性教育に関する講演会や勉強会の実施状況を聞く。義務教育、高校、その他についてそれぞれ
答弁願う

また、性教育の講師は学校の教員なのか。それとも外部の講師を呼ぶのか。

健康教育課長

性教育に関する指導は、それぞれ小学校、中学校、高校の教育課程の中に位置づけられており、基本的には保健体育の
授業で取り上げる。

それ以外にも、多種多様にわたる世の中の事情があるため、外部講師を招き、体育の教員や養護教諭がT2としてT・T
の授業を行ったり、保護者も同席させた上で講演会や講習会等を開く学校もある。

小学校、中学校、高校の各現場で子供たちの実態に応じた形で性教育を展開している。

古市三久委員

その実態を把握しているのか。例えばどの学校ではこのような性教育の講演会があり、その講師はこのような者であ
るなど個別具体的に把握しているのか。

健康教育課長

当課で実際に各学校に調査をしてどのような実態で進めているか把握しているが、手元に資料がなく具体的な数字等に
ついて答弁できない。資料の提示もできるため後ほどの回答でよいか。

古市三久委員

取りまとめたのであれば大体の実態は分からないのか。

なぜ私がこのことを質問するかというと、性教育について旧統一教会の問題があるためである。毎年調査しているのか。
それとも、そのような問題があったため調査したのか。

健康教育課長

毎年確認している。

古市三久委員

毎年調査しているのであれば大体の傾向は分かる。本県では、旧統一教会系の団体が来て教育を行ったことはないとの
理解でよいか。

健康教育課長

例えば市町村立学校であれば市町村の保健所や保健福祉事務所の専門家、医師等を活用している。他団体から講師が入
ることは一切ない。

また高校についても同様で、県の医師会と連携したり県の保健福祉部と連携して出前授業などを活用して実施している。

古市三久委員

大変結構だと思うが、仮にそのようなことがあったとすれば対応策を考えなければならない。調査実態について公表で
きるのであれば後で資料を提出願う。

星公正副委員長

高校教育課に2つの資料請求があった。

財務課長

先ほど質問のあった寄附金について、今回計上されている約1億2,000万円のうち主なものは民間企業等からである。

1件は約1億円で高校生の海外留学のために使ってほしいとのことで寄附を受けている。

もう1件は、大口として2,000万円であるが、学校の運動部活動に活用してほしいとのことで寄附があった。

江花圭司委員

海外留学や2,000万円の使途指定なき寄附金とのことだが、実際にどのような使い方をするのか。

高校教育課長

約1億円の寄附について、今年度より海外留学応援支援事業で使用する。寄附者の意思からアメリカの大学に留学する生徒の留学先での学費を支援する。もう1つは、1年生から海外に留学希望の高校生を募り、3年間で留学に必要な様々なスキルを育成していくプログラムの活用を図っている。

江花圭司委員

寄附があった場合、使用目的に応じて制度設計し応援事業をつくるとの考え方でよいか。

高校教育課長

そのように制度や要綱をつくるが、現在は留学の学費支援について要綱に基づき募集期間中になっている。

江花圭司委員

令和3年度から喜多方高校や葵高校など統合校における地域連携の探究型学習が始まっている。片や、安積高校の中高一貫教育が始まろうとしている。

一般質問で聞けなかったためここで聞くが、地域連携の探究型学習活動を始める高校に対しては、地元意識から地元に着してもらうことを意識しているのか。

また、中高一貫と小中一貫の考え方があるが、安積高校の中高一貫について、その理由を聞く。

高校教育課長

地域コーディネーターについて、令和2年度は葵高校と喜多方高校、令和3年度は白河旭高校、4年度は保原高校で実施している。地域課題を探究し自分の地元について高校生が知ることも非常に大きな課題である。また、高校生が向き合う課題はその後の人生において様々な課題に向き合う姿勢を育成する点においても非常に大きい。

その後の進路によってはそのまま地元に着する場合もあり、県外や地元とは別の地域に住むこともあると思うが、高校生がそのような視点で地域課題に向き合うよう、コーディネーターが地元の様々な企業と結びつけ学習を深めていく手助けをしている。

県立高校改革室長

県立の中高一貫校について、中高一貫の形で併設型を設けることによって連続した教育を可能とし子供たちの高い進路希望を実現させることを目指している。

また中学生や高校生は非常に多感な時期であり、一貫した教育を実施することによってより充実した人間教育も実現できる観点から中高一貫教育を進めている。

江花圭司委員

会津地域には会津学鳳高校があり先駆けて中高一貫教育が始まった。小学校の情報モラルの話と似ているところがあるが、発達途中の心身状態が不安定な中で小学校から中学校を受験することとなる。会津学鳳高校だと小学校から中学校を受験して不合格だった生徒の心身面のサポートをしっかりと実施しなければ、挫折感を味わい登校拒否や学校に行けなくなってしまうとの一面がPTAでも報告された。

単に県の教育庁で実施するため中高一貫を進めているのか。それとも小中一貫も検討したのか。

義務教育課長

実際に、小中一貫教育を進めている市町村もある。また、義務教育学校の形で小学校6年間、中学校3年間、合計9年間を見据えた教育課程を編成して実際に行っている市町村もある。

江花圭司委員

小中一貫は市町村の独自性に委ねられると思うが、県が単に中高一貫を進めるのではなく、思春期の不安定な状況での受験戦争で挫折感を味わった生徒のサポートもしっかり行わないと、せっかく芽が出そうだったのに学校生活ができなくなってしまうことは大変もったいないため注意してほしい。

今さらだが、安積高校はただでさえ学力が高く人気もあるのに中高一貫にされてしまうと、令和3年にこの報道を受けて、4年に会津地域ではもう既に安積高校に通う段取りをしている家庭もある。会津若松市の駅から日本大学東北高校に通っている生徒は多い。それと同じように郡山に通える状況である。

さらにひどい場合は家庭ごと安積高校に近い郡山市に移住してしまう。さらにかわいそうなのは、旦那が地元で置かれ母と息子や娘だけがアパート住まいする場合もあり、3年度に話が出てから郡山市という中核都市に集中してしまう。その点はどのように考えていたのか。

県立高校改革室長

中高一貫併設型の中高一貫教育校について、会津学鳳中学校・高校が皮切りとなり、その後浜通り地方のふたば未来学園中学校・高校、令和7年開校の安積高校に置く計画を示しており、現在、施設整備も含めて進めている。

安積高校に置くことについては、中高一貫校は教育の成果が非常に高く、郡山市という土地柄、県内の様々な地域から通学が可能であることから、中高一貫併設型の中高一貫校を中通り地方に置くのであれば、まずは郡山市に位置する安積高校とのことで計画を示している。子供たちの高い志を何とか成就させたいとの思いもあり計画を進めている。

古市三久委員

子供たちの実態について答弁があったので、令和3年度の小学校、中学校、高校の長期欠席者はどの程度いるのか分かれば教えてほしい。

高校教育課長

今手元に数字がないため後ほど報告する。

義務教育課長

小中学校の分も長期欠席者数は後ほど報告する。

特別支援教育課長

令和3年度に30日以上累積して欠席している児童生徒は、県立特別支援学校では186名である。特別支援学校の場合、病気等による入院、体調不良の子供たちがいるためそのような数字である。

古市三久委員

186名とは多いほうなのか。

なぜ聞いたかという、子供たちが鬱病になる割合が非常に高くなっているとの調査結果があり、本県でも調査を実施する必要があるのではないかと思ったためである。あわせて、鬱病患者がどの程度いるか分かれば、先ほどの調査結果に反映願う。

義務教育課長

長期期間欠席した児童生徒数とのことだが、不登校児童生徒数も含めた数か。

現在、不登校児童生徒数は持っているが、それ以外に、病欠や精神疾患も含めてとのことか。

古市三久委員

不登校は何名で長期病欠者は何名と分けてもらえばよい。

星公正副委員長

先ほどから何点か資料請求があった。できれば今日中、もしくは明日までに26部そろえて提出願いたい、どうか。

高校教育課長

要望のあった点について資料を早急に取りそろえて明日までに提出したい。

古市三久委員

次に働き方改革について聞く。本県の教員の令和3年度の最長在校時間及び平均在校時間はどの程度か。

福利課長

令和3年度の最長時間の勤務実績は、在庁時間を勤怠管理の時間数で把握している限りだが、手元の資料だと、最長の

超過時間は年間1,600時間余りとのデータである。

古市三久委員

平均は分かるか。(公財) 連合総合生活開発研究所で調査した1日の在校時間は平均11時間21分である。2015年と比べて少なくなったようだが、1日の平均在校時間と最長在校時間はどの程度の差なのか。

また、休憩時間について、2021年の同研究所の調査によると小学校の昼の平均は7.3分、中学校は10.7分である。日本教職員組合の2021年の調査では小学校は11.7分、中学校は15.5分であり短い。本県の学校教員の休憩時間は調査しているのか。

福利課長

そのような調査は行っておらず、昼の休憩時間のデータは把握していない。

古市三久委員

教員の働き方改革からすれば、昼間どの程度休憩しているのかは重要である。持ち帰って仕事する者もいるが、小学校は1か月で40分だったと思う。令和3年度にそのようなことが分からなければ分からないでよいが、働き方改革を実施しており、9月に調査報告が出ている。時間外勤務時間が月45時間を超える教職員の割合が減少したとあるが、80時間以上働いている教員が多くいるため、きちんと改革を行わないと駄目だと思う。3年度に80時間以上働いている教員はどの程度いるのか。

職員課長

80時間以上働いている人数については把握していないが、今年9月に公表した教員の勤務実態調査においては、月80時間超の時間外勤務を行っている教員の割合を調査しており、令和4年度は全体で14.7%程度との調査結果である。

個別の職種ごとに調査しているが、特に管理職を中心にかなり多くなっている。

古市三久委員

令和3年度の結果は把握していないのか。

職員課長

同様に80時間超の人数は把握していない。なお、管理職の勤務状況について、令和4年度の1日当たりの学内総勤務時間で見ると、例えば小学校で一番多いのは副校長及び教頭の1日当たり12時間18分、中学校では副校長及び教頭が12時間53分となっている。1日当たり7時間45分が正規の勤務時間であるため、それを差し引くと、1日当たり5時間程度の時間外勤務時間があるという状況である。

古市三久委員

副校長及び教頭とのことだが、学校の教員のうち一番大変な職である。早急に改善願う。

令和3年度の本県の教員不足数はどの程度か。

義務教育課長

令和3年度の不足数をはっきりと述べることはできないが、今年度同様昨年度も教員数が足りず配置し切れていなかった。

年度途中で病休、産休、育休により、講師を補充できず代替者がいないことが大きな課題になっているため、4月1日現在担任が不足している状況ではなく、代替者がいないことが本県の大きな課題である。

古市三久委員

何が問題なのか。

義務教育課長

ここ数年の大量退職に伴い、大量採用を行っておりかなり採用者が増えている。今まで講師等で勤めていた職員も正規教員としてどんどん採用されている。今まで代替者として関わっていた者も正規教員となったため、代替者の数が少なくなっていることが大きな原因である。

あわせて、教員を目指す志願者が減っていることも大きな課題である。今までは、志願しても不合格だった者が講師となるケースが多かったが、志願者そのものが減っているため不合格者が講師として勤める数も少なくなっている。

古市三久委員

一般的に考えると、子供の減少により学級数が減っているため学校教員は不足しないと思うがそうではない。結局はそもそも講師で補充してきた仕組みが問題である。講師がいなくなったことが非常に大きな問題であるため、きちんと見直さなくてはならない。

多く採用しても新任で辞める者もいる。令和3年度の中途退職者はどの程度いるのか。

義務教育課長

年度途中の自己都合による退職者数は現在持っていないため後ほど報告する。

古市三久委員

高等学校では、中途退職者などにより教員が不足することはないのか。

高校教育課長

高校では年度途中で新採用が辞める件数は多くなく、年度によってゼロの場合もあるが、1、2名いる場合もある。

令和3年度当初の欠員は71名だが、再任用や新採用、講師を補充し配置して埋めている。

古市三久委員

学校教員等で奨学金制度を受けている者は令和3年度どの程度いるのか。教育委員会では様々な奨学金制度があり申し込んで受けると思うが、学校教員になる者もいると思う。奨学金は学校教員になるかどうか関係なく、全員が対象となるのか。

高校教育課長

奨学金について将来の進路先を把握しているものではない。

古市三久委員

他県では奨学金で教員になった者は公立小学校で何年か教員として勤務すれば返還を免除する制度もある。教員が不足しているのであればそのような制度も取り入れていく必要があると思うが、どうか。

高校教育課長

かつて自分自身の頃は、奨学金を借りて教職員になった場合には返還義務が免除される時代もあったが、かなり前にそのような制度はなくなり、教員を目指す者の奨学金返還を免除する制度は現在残っていない。

古市三久委員

教員が不足して新任者が辞めることは研修制度にも問題があるとの指摘もされている。子供たちへの教育のために一生懸命頑張る意欲が教員に採用されたらなくなって辞めてしまう。

意欲がなくなる研修の在り方ではまずいと思うが、研修の講師は誰が担当しているか。

星公正副委員長

古市委員に述べる。決算審査とは違うのではないか。

古市三久委員

別な質問をする。

中途退職や代替者を補充できないことによる教員の不足により子供の学習や活動に支障は出ていないか。

義務教育課長

小中学校において代替者を配置できない場合も、学級担任外の教員が担任として関わっているため、現在担任がいない状況はないと認識している。

古市三久委員

そのようなことで過重労働になり大変な事になっている。子供たちに影響はないかもしれないが教員には負担になって

いる。そこを改善しないとまずいと思うが、どうか。

義務教育課長

委員指摘のとおりである。それにより学校教員に負担がかかってしまう状況はもちろんある。

現在、講師がいない状況だが、ハローワークに募集を出したり、退職者に協力を呼びかけたり、ペーパーティーチャーに声をかけるなど、あらゆる方法で講師を依頼できないか声をかけ人材発掘に努めている。

古市三久委員

令和3年度の退職者及び再任用者数を聞く。

義務教育課長

退職者数及び再任用者数については現在手元にないため、これも併せて後ほど報告する。

星公正副委員長

中途退職者も含めた数を一緒につけ加えて報告願う。

古市三久委員

令和3年度の決算審査特別委員会であるため、そのような資料を持ってこないとまずい。

様々なことを聞かれてよく分からないと思うが、退職者が何名いて、どの程度の者が再任用となったか分からないとまずい。3年度の決算であるため、そこを述べておく。また、3年度の病休者数を聞く。

義務教育課長

先ほど、児童生徒の長期欠席者の質問があったが、教職員についても現在数を持っていないため、それも含めて後ほど報告する。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、令和3年度に学力調査はなかったのか。

義務教育課長

令和3年度は、全国学力・学習状況調査及びふくしま学力調査を行った。

古市三久委員

学力調査の補習などを行うことが負担になるとも言われるが、例えば、石川県は全国で1番、秋田県も1～2番で補習授業を実施している。本県はそのようなことを実施し教員に負担をかけていないか。

義務教育課長

活用力育成シートという全国学力・学習状況調査と同じような問題を県が作成しホームページを通して各学校に配布している。活用力育成シートは全国学力・学習状況調査の問題と本当に類似している問題もある。

補習というよりも活用力育成シートをしっかりと活用して子供たちに活用力をつけてもらう事業の1つとして現在行っている。

古市三久委員

学習指導要領にそのようなものがあるのか。

義務教育課長

活用力として思考力、判断力、表現力等の育成については、学習指導要領にも明記されている。

古市三久委員

本当に学習指導要領に書いてあるのか。教員の働き方改革で授業の拘束時間が長いと様々なところから言われている。

学習指導要領に合った授業を実施することが基本的な標準時間であるが、そのようなことを行うことは標準以外の時間になる。学力調査の勉強も勉強だからよいとのことは問題がある。指導要領に沿った学習をすることが基本であり、それ以外のことを行うことはレアケースだと思う。

本当に学習指導要領に書いてあればよいと思うが、これはレアケースの指導、学習だと思うが、どうか。

教育総務課長

学習指導要領上に学力調査で用いている問題を入れるように書いてあるわけではない。

一方で、学習指導要領には、子供たちの知識技能、思考判断表現、学びに向かう力、人間性という3つの資質能力をしっかりと各教科にわたって育むよう規定されており、そうした趣旨をかなえる目的で、テスト問題を用いた演習を行う場合であれば指導要領に沿っているが、そうした趣旨を逸脱するような形で、ただひたすらテスト問題だけを行わせるのは指導要領に即していない。

古市三久委員

言っていることは問題がないように聞こえるが、私から言わせると違う。学習指導要領はそのようなことまでは多分言っていない。活用力育成シートの活用となると、基本とは別の授業もしなくてはならない。標準の授業を行ってなおかつ学力調査のための勉強をしているところもある。本県にあるか分からないが標準授業時間数を超えて授業を実施している学校があると文部科学省が指摘している。

教員に過度な負担がかからない教育現場をつくるのが非常に求められている。一方ではスクールカウンセラーの配置などもあるが、スクール・サポート・スタッフ事業は新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金で3,000何百万円まで使っている。これは自由度が高い交付金のため使えるが、なくなればできないとの問題もあると思うため検討願う。

次に新型コロナウイルス感染症について聞く。

令和3年度における児童生徒及び教職員の陽性者数、学校閉鎖数を把握しているか。

高校教育課長

手元に令和3年度の陽性者数がないため、後ほど報告する。

特別支援教育課長

県立特別支援学校は、陽性者数が55名だった。全児童生徒数の2.5%である。

古市三久委員

特別支援学校では学級閉鎖はしていないのか。

特別支援教育課長

学級閉鎖もあった。令和3年度は臨時休業が1校、小学部、中学部、高等部等があるため学部閉鎖は4校5学部、学年閉鎖は1校、学級閉鎖は1校3学級だった。

古市三久委員

小中学校と高等学校の児童生徒数と教職員の陽性者数は後で報告願う。

令和3年度はかなりの学校閉鎖や陽性者数があったと思うが、マスクの着用についてはどのように指導したか。

例えば、布や不織布など様々なマスクがあるが指導は学校で行っているのか。それは学校に任せるとのスタンスなのか。

健康教育課長

文部科学省と県から不織布マスクが望ましいとのことであるため、各学校に通知して対応を依頼している。

今年度に入って大きく変化したのは熱中症の時期のマスクの着脱についてだが、2～3mの距離を置いて会話なしであればマスクを外してもよいとのことであるため登下校の際にはつけなくてもよいと指導した。

古市三久委員

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、教育長説明の中で保健衛生用品等の購入経費を確保するとのことだった。その中でCO₂モニターなどと説明があったが、学校ごとに全教室に付けるのか。CO₂モニターは現在学校でどの程度保持しているか。また、活用方法を聞く。

高校教育課長

CO₂モニターについて、県立高校78校中設置済みが46校である。今年度中4校に設置予定であるため、合わせて50校が

今年度中にCO₂モニターを設置することとなるが、調査自体が8月末～9月上旬の時期であるため既に購入して設置していると考えられる。

義務教育課長

市町村には国が直接補助しているため、市町村の状況は把握していない。

古市三久委員

県教育委員会として本県の子供たちの安全・安心をどう確保するかの点からすれば調査すべきである。各学校にどの程度のCO₂モニターが入っているのか。重要性を認識すれば、入っていないところに入れて安全対策を万全なものにすることが必要である。

令和3年度の陽性者数を検証して、本県教育委員会が感染症対策として何を行っているかが問われる。

令和3年度の感染者数から学校や学級を閉鎖したことに対して、衛生的及び医療的なことも含めて、文部科学省からも様々な対策が出されている。本県は全部市町村教育委員会に丸投げなのか。

学校の教職員の人事権は県にあることからすれば県が行うべき仕事も十分出てくる。本県の教育費は1,000億円ほどあると思うが、教育予算の90%は学校教員の人件費である。義務教育課に聞くと、それは市町村の問題だと答弁であり、確かにそのとおりかもしれないが、義務教育課は何を行うのかとのことになる。

令和3年度の新型コロナウイルス感染症の感染者数や学級閉鎖の状況から4年度に向けて感染を減らす対策を行わなければならない。県はどのように検証して対策しているのか。

健康教育課長

非常に大切な指摘である。

我々も、なるべく市町村の状況等の情報をつぶさに仕入れながら各市町村教育委員会と連携を図り、この3年間新型コロナウイルス感染症の対応を進めてきた。

CO₂モニター等について具体的な調査はしていないが、このようなものも必要になってくるため各市町村の判断で購入している状況までしか把握していなかった。

今後は、子供たちの安全・安心をさらに重く受け止め、次の対策をいち早く講じるよう検討したい。

古市三久委員

健康教育課長が答弁するのも腑に落ちない。

私は以前からCO₂モニターについて様々な場で言っているが、そのことに対して全くやっておらず全て丸投げで市町村任せとのことである。

高校は県の管轄であるため実施しているが、本当にこれでよいのか問題になると思う。令和3年度の感染を受けてそれ以降の対策を決めた具体的な問題や課題は何か。

健康教育課長

まだまだ感染が収まっていないため、各学校において感染者を出さないとのさらなる強い意思の下にあらゆる場面に応じて感染対策を講じること、再度、基本に立ち返り、手洗い、換気、マスクの正しい着用、児童生徒の距離感など学校で対応するよう通知や現場への視察を繰り返し行っている。

古市三久委員

最後にするが、令和3年度の感染者の後遺症の報告を受けたことはあるか。

健康教育課長

前回、政調会でも答弁したが、令和3年度も4年度今日現在も、今のところ後遺症の報告は小中高、特別支援学校とも上がっていない。

佐藤郁雄委員

未納額の縮減を図っているとのこと、授業料について原因等も把握していると思う。様々な対策を周知するなど就学

支援金制度の活用を促進していくとのことだが、それだけでよいのか。今後さらに未納額の縮減を図るよう願う。

もう1つ、ICT教育の充実について、生徒に指導する側の教員の教育の平準化、標準化を一緒に行い、この学校の子はすごいがこの学校の教員は何もしないなどということのないよう願う。

(10月18日(火) 労働委員会事務局)

吉田英策委員

労働相談の実施について、窓口はどこにあるのか。

メール相談について、メールでのやり取りでは何か制限があると思うが、どの程度アドバイスができるのか。

ワークルール出前講座を12校で実施したとのことだが、全ての高校において何年かの間に必ず1度は実施するなど取り決めはあるのか。やはり高校生から出前講座などで労働関係の知識を学ぶことは大切であると思うため、全ての高校で実施する予定があるかを聞く。

次長兼審査調整課長

1つ目の労働相談に係る質疑については、全て労働委員会事務局で相談を受け付けており、昨年度は481件であった。

次に、メール相談については、電話相談であればやり取りを通じて様々な事情を聞き取りできるものの、メールでは「辞めさせられるので困った」といった2行程度しか書いていないものもあり、相談者の背景がよく見えず回答に非常に悩んでいるところである。この点については、事務局内で相談しながら、この相談者はどのような点を聞いてほしいのかなど考えられるケースを様々に想定し、労働基準に関する法令をきちんと書き示し、しかるべき機関に相談すべきであるとか、労働委員会のような調整機関に上げてはどうかとアドバイスしている。

続いてワークルール出前講座に関する質疑について、12件の内訳は、高校8校のうち県立が6校、私立が2校、そのほか専門学校が3校、大学が1校の計12か所で実施した。ワークルール出前講座は、年度開始前に高校や専修学校等にPRを実施している。進め方については学校側から申請があり、各校とやりとりをしながら内容を決め、委員が講師となって実施している。

委員指摘のとおり、労働に関する基礎的な知識は学校でもなかなか学ぶ機会がないため、受講者からは受講してよかったとの好意的な意見を得ている。そうした趣旨を多くの高校に理解してもらえるよう、今後とも周知に力を入れていきたい。

荒秀一委員

不明な点があり基礎的な内容かもしれないが聞く。

労働組合の資格審査を4件実施したとの報告があったが、どのような組合か聞く。

次長兼審査調整課長

労働組合が労働組合法で定める手続きに参与したり救済を受けるためには、一定の資格要件を備えている必要がある。例えば組合の規約をきちんと定めているかなど基礎的な要件を具備しているかを、組合からの申請に基づき審査を行っている。

今回どういった組合から審査を求められたかについてだが、労働委員に欠員が生じ、新たに委員を2名補充するため、母体となる労働組合から委員の推薦を行う前段として資格審査に係る申請がなされたものであり、先ほど説明したとおり4件とも適合と判断した。

荒秀一委員

私も勉強しなければいけないことがあり申し訳ない。労使紛争を迅速に解決するためのものと理解した。今回は労働委員を推薦しようとする労働組合が4件あったとの理解でよいのか。また、それらは県職員が所属する組合か。

次長兼審査調整課長

委員指摘のとおり、資格を持つ組合は4件だが、県職員とは別で民間の組合である。

また、労働紛争を迅速に解決するとの観点については、不当労働行為の申立てに当たり、その労働組合がきちんと資格を具備しているかが必要な要件であり審査の対象になるが、平成30年度に1件該当があつて以降、その後は申出がない状況である。

荒秀一委員

今回の資格審査で適合となった4件の組合については、公表できるのか。

次長兼審査調整課長

毎月実施している労働委員の総会や、その前段となる公益委員による会議において審査の報告を行い、委員の了解を得た上で最終的には総会で報告する形である。仮に公開を求められた場合は公開する。

荒秀一委員

この場では公開できないのか。

次長兼審査調整課長

労働委員の認定は知事部局の商工労働部が行っており、労働委員会事務局では判断できないため了承願う。

山内長委員

令和3年度予算執行説明資料525ページ、15名の労働委員はどのように選任しているのか。

次長兼審査調整課長

労働委員の選任は商工労働部が行っており、労働委員会事務局では詳細なプロセスに携わっていないため回答できない。事務局では、選任された労働委員の活動を支えている。

山内長委員

商工労働部で選任するため、各方部で何名といった部分も一切関知しないのか。

次長兼審査調整課長

委員の方部や男女比等について、事務局ではタッチしていない。結果として見ると、中通り、浜通り、会津地域からそれぞれ選任されており、男女比率は女性が4割である。

山内長委員

最近では労働組合自体が減少している感じがするが、その辺りの推移を聞く。

次長兼審査調整課長

令和3年6月30日現在、労働組合数は2万3,392組合であり前年度比で369組合減少、組合委員数は約1,007万8,000名であり前年度比で3万8,000名減少、組織率は16.9%である。全国的に、組合数や組合員数ともに減少傾向にある。なお、組合員数は国が全国集計をしており、県単位の人数は出ていない。様々広域的に実施している部分があり、そのような算出となっているようである。

山内長委員

令和3年度予算執行説明資料526ページに、労働相談が481件、集団的關係が16件、個別的關係が465件と記載されている。最近では労働紛争等が少ないと思うが、主な内容を聞く。

次長兼審査調整課長

労働相談の主な内容としては、パワハラや嫌がらせなど職場の人間関係に係る内容が一番多い。相談は匿名で受け付けているため、区分できるものできない内容があるが、毎年15~18%程度が一番割合が多い状況である。そのほか、上位5分野として賃金未払い、退職、労働時間、年次有給休暇に関する相談が多い状況である。

(10月18日(火) 生活環境部)

江花圭司委員

令和3年度に待望の福島県環境アプリが開発され私もインストールしている。当該アプリがリリースされた際にそれほどコンセプト等が周知されていなかったと思うが、ごみの日がプッシュ通知で入ってくるなど大変便利である。開発コンセプト、開発事業者、開発費用を聞く。

一般廃棄物課長

福島県環境アプリは県民にごみ減量化や省エネの取組を実践してもらえるよう、例えばごみの収集日の通知、分別ルールの検索、家庭でのごみ削減の取組など環境活動の投稿などもしてもらおう。例えば、エコ活動として食べ残しゼロの実践やシャワーを止めたこと、節電の取組によりポイントを付与しポイントをためることで、県産品の抽せんに応募できる楽しさを盛り込んだアプリとして、エコ活動やごみ減量化、省エネの取組を実践するものとしている。

東京都のIT企業、株式会社ロコガイドに開発を依頼している。アプリの周知やポイント付与の商品発送を全て含めて、委託料として1,298万円の契約である。

江花圭司委員

猪苗代湖のヒシ取りなどのエコ活動に参加した際、ふくしま健民アプリと福島県環境アプリの両方でポイントをもらえてうれしかった。

予算執行説明資料135ページ、化学物質対策費について、一番右側に事業実績として水質40検体、工場・事業所事業場、水質2検体、土壌54検体との記載があるが、喜多方駅南の地下水に関する案件は入っているのか。

水・大気環境課長

主にダイオキシンなどの化学物質を中心に、県内の大気環境や工場等の排水水について調査しているものであり、ダイオキシンの環境基準及び排出基準は全て基準以下との結果である。

質問のあった喜多方市の事業場での地下水汚染の関係は予算執行説明資料134ページの水環境保全対策費の事業計画欄2水環境調査指導費の地下水測定の中で調査している。喜多方市の事業場における地下水及び土壌汚染については、現在この区域について土壌汚染対策法に基づく区域指定を行っており、事業者が対策を実施している。

また、県が周辺の地下水を調査して有害物質の検出状況等について確認しているところであり、周辺の一部でフッ素が環境基準を超過している。

県においては、基準を超過した井戸の所有者に対して市と協力しながら飲用指導するとともに、事業者においてウォーターサーバーの提供や水道水への切替えの支援などの対策を講じている。

江花圭司委員

井戸水の飲用指導やウォーターサーバーの提供とのことだが、根本的な解決にはまだ程遠いと感じる。県と市が連携し安全性の確認を行い、水環境保全対策費の予算でしっかりと対応するよう願う。高校があり地下水を使用しているが、令和3年度は高校との連携はどのように行ったのか。

水・大気環境課長

喜多方市の事業所のすぐ南側に高校があるが飲料水は市の水道を使用しており、校庭の散水等に地下水を利用している。地下水を水質検査しながら散水して使用する分には特段支障がないとのことであるが、高校としっかり情報共有しながら対応している。

江花圭司委員

最後に、そこから水田に流れていく水利について土地改良区とはどのように連携しているのか。

水・大気環境課長

近くを流れる土地改良区の農業用水路に排水しているが、当該事業場からの排水水については、県で排水基準を定めているため事業者が定期的に水質測定して監視するほか、県においても定期的に排水水をサンプリングして分析するなど、排水基準に適合していることを確認している。

また、排水の水田への利用については、排水水や排水路の水質の状況を確認しながら土地改良区及び市との情報共有に努めている。

古市三久委員

予算と決算額の関係で予算の執行率は何%か。

生活環境総務課長

予算額に対する執行額との意味でよいか。時間をもらい計算する。

古市三久委員

調査資料25ページの2（1）、令和2年度の繰越額や不用額が増加しているとの記載があるが、3年度はこれと比べてどのような割合なのか。繰越額と不用額の処理状況があるが、ここには2年度が多いと記載してある。3年度の繰越額と不用額は2年度と比べて多かったのか。それとも少なかったのか。

生活環境総務課長

令和2年度は不用額が多かったかとのことか。金額の差か。それも時間をもらい計算する。

古市三久委員

別の質問をする。予算執行説明資料122ページ、「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業の予算額は幾らか。

消費生活課長

「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業の予算額は約3,100万円である。

古市三久委員

「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業では、どのような者が派遣されどのようなことを行ってきたのか。

消費生活課長

全国の自治体や消費者団体が進めている消費者教育の現場に、本県の農産物や水産業の各生産者が出向き、放射性物質の低減の取組や放射性物質検査の事業状況等を自ら講師になって説明する事業である。

古市三久委員

生産者が県外の消費者の元へ行くとのことだが、県が消費者を集める役割をするのか。県内生産者は農林漁業などあらゆる分野の者が行くことになるが具体的な内容を聞く。

消費生活課長

令和3年度は21名を県外に派遣するよう登録している。農産物生産者や漁業者の21名が登録をしており申込みのあったところへ派遣し実情を話してくる。例えば、3年度では、今度福島県に修学旅行で行くが事前学習として農産物について震災からどのような対策をしてきたか知りたいとのオファーがあり、21名の中からその場所に派遣して実情を話してきた。

古市三久委員

オファーは県の消費生活課に来るのか。それとも、どこか違うところに来るのか。

消費生活課長

県もホームページに掲載し周知しているが委託業者が広くPRや広報を行っている。

古市三久委員

委託業者は1社か。

消費生活課長

1社である。

古市三久委員

1社の委託業者が県外にどのように発信しているかよく分からないが、ホームページ等で申込みがあったところに21名のうち何人が団体で行くのか。35回とも県外に行きそのような話をしてきたのか。この事業は本県の風評対策と言えるが、成果についてどのように検証しているのか。

消費生活課長

令和3年度の委託業者は旅行会社の（株）JTBだった。全国各地に支店があるため、学校、企業向けなどかなり周知した。35回実施しているが、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により15回ほどオンラインで開催しており、実施後は毎回アンケートを行っている。

そのアンケートでは、本県の実情がより分かった、様々な風評対策や放射性物質の検査を実施していることがよく分かったとの感想があり、アンケートにおいては、高い数字で推移している。

古市三久委員

15回はオンラインで残りの20回は県外に行ったとのことだが、県職員も同行しているのか。

消費生活課長

毎回委託業者が各地で実施しており、去年は数回県が同行している。

古市三久委員

今年度は昨年と比べて予算額の増加や業者の変更はあるのか。

消費生活課長

予算額はほぼ同額である。委託業者についてもコンペを実施し今年度も同じ業者になった。

古市三久委員

風評対策として全国に出向き出前講座を行うとのことだと思うが、効果をしっかり検証して、様々な方法があると思うためこれだけに限らず実施するよう願う。

星公正副委員長

生活環境総務課の資料は提出させるか。

古市三久委員

そのようにする。

吉田英策委員

2つほど聞く。

太陽光発電、風力発電のうち大規模なものは県のアセスメント対象となる。

1、2年で済むわけではないため長期間にわたって行われるが、県のアセスメントにかからない小規模なものは、令和3年度はどの程度あるか生活環境部では把握しているのか。

環境共生課長

当課では環境アセスメントの対象になるものは把握しているが、それよりも規模が小さいものは把握していない。

吉田英策委員

小規模な事業所は市町村の条例などで対応すると思うが、県でも把握する必要があるのではないか。今後は把握して市町村と様々な業者への指導等を行う必要があると思うが、どうか。

環境共生課長

他県において太陽光発電を規制する条例を制定していることは承知している。他県や市町村の状況を情報収集し、企画調整部のエネルギー課などどのような在り方がよいのかも含めて様々な検討を進めていきたい。

吉田英策委員

検討願う。

部長概況説明要旨の4ページ、大気汚染状況の常時監視活動について、火力発電所や一般的な工場の排煙やばい煙などもあると思うが、どのような事業所で行っているのか。

水・大気環境課長

まず、大気汚染状況の常時監視については、中核市も含め県内37か所に測定局舎を配置して二酸化硫黄や光化学オキシ

ダントの測定を24時間連続で監視している。どの工場をターゲットとするなどの形ではなく、県内の住宅地や工業地域の中の一般的な環境の状態を確認するため常時監視している。

また、個別の発生源については、中核市と県でそれぞれ役割を持っているが、ばい煙の発生量の多い事業所を中心に連続的にはできないため定期的に立入検査をして、事業所での大気汚染物質の監視、確認状況を確認しながら、必要に応じて県においてもばい煙の測定などを行っている。

吉田英策委員

個別の工場や事業所ではなく住宅地などの広い範囲で行うとのことか。

バイオマス発電も県内の木材を燃やして行われている。個別の事案になるためそうはいかないかもしれないが、この監視活動についてどのように考えているのか。

水・大気環境課長

バイオマス発電施設の監視について、大気汚染防止法上のばい煙発生施設として大気汚染防止法の中でばい煙の排出基準や事業者の管理方法が定められている。

中核市も同じだが、県としては立入検査の手段があるため、まずは、事業場に立入検査を行い、事業者の自主測定結果やばい煙発生施設の管理状況などを確認するとともに、必要であれば、県自らも排出されるばい煙を測定して排出基準の適合状況を確認し、適切に指導したい。

吉田英策委員

市町村と中核市とも協力して監視活動を強めるよう願う。

古市三久委員

調査資料14ページ、野生生物対策費についてイノシシ関係の事業が2つあるが、本県のイノシシは減少傾向にあり予算が余ったのか。それともイノシシを捕獲する体制が弱くなったのか。

自然保護課長

イノシシ関係の事業については、県が直接捕獲する事業と市町村が狩猟者に補助する際に支援する2つの事業がある。いずれも減少しているとのことだが、県トータルでは令和2年度は3万5,698頭だったものが3年度は1万8,767頭と約半減している。専門家に意見を聞くと近年県で捕獲を強化したことによる捕獲圧の影響、野生の生き物であるため、餌や雪、豚熱など様々な要因が考えられるが、減少傾向にある。

一方、イノシシの生息数はかなり年次変動が大きいので、引き続き、油断することなくしっかり捕獲の強化に取り組みたい。

古市三久委員

地域的には捕獲状況が減少傾向と思うが、私の地元では非常にイノシシが増えている。会津地方や中通り地方が少なく浜通り地方が多いのか分からないが、地域的な捕獲状況のデータはどのようなになっているのか。

自然保護課長

令和2～3年に約半減したと答弁した。各方部の数字もあるが、2～3年は全方で減少している。しかし、方部や市町村のある程度大きなくりで見ているため、細分化すると市町村のある地域では大きく減っているがある地域では増えていることも恐らくある。

県としては減少しているからといって決して油断せず、引き続き取り組みたい。

古市三久委員

不用額が増えたからといっても、なるべく予算を減らさず捕獲の厳戒体制を継続するよう願う。

佐藤郁雄委員

調査資料25ページ、代執行について管理して適切に対応されているとのことだがどのような状況か。

産業廃棄物課長

前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調に記載したが、代執行は生活環境保全上の支障の除去を目的としており迅速、緊急に実施する体制が必要であるため、どうしても費用がかかる。状況によっては収入未済になってしまうことを理解願う。現在、不法投棄に係る代執行についてやむを得ず実施したのが6件である。

6件のうち4件が求償中であり収入未済の状況になっている。過年度分が3件約27億円、現年分が1件1,454万円だが過年度分の3件は令和3年度、2万7,000円は、1,000～3,000円との少額であるが回収を続けている。

佐藤郁雄委員

予算執行説明資料126ページ、国際交流推進事業について、福島グローバル人材育成事業を説明願う。

国際課長

若者の人材育成と国際化に関する人材育成として、昨年度2つの事業を実施した。1つ目がオンラインセミナーだが、(公財)福島県国際交流協会、JICA、教育庁、国際課の4者が一体となりグローバルセミナーを実施した。テーマとしては異文化や海外で働くことなど若者が興味を持って聞いてくれそうなテーマを選んでいる。

2つ目はアフリカとのオンライン交流である。野口英世アフリカ賞の受賞者であるオマスワ博士から、令和2年度にウガンダの学校と交流できないかとの提案があったことに基づき、昨年度、猪苗代町立吾妻中学校とオンラインによる交流を行い、クイズを出し合ったり、互いの学校紹介をするなどの事業を実施した。

グローバル人材とのことで、中高生、若者が世界に目を向けるよう実施しており、今年度も引き続き実施していきたい。

佐藤郁雄委員

アフリカに目を向けたのは野口英世アフリカ賞の関係とよく分かった。

若者に出ていってもらふことや福島を知ってもらうことは風評払拭にもつながると思うため、様々な地域と交流を持ち、福島をより多く知ってもらうよう願う。

荒秀一委員

予算執行説明資料124ページ中段、青少年女性対策費の男女共同参画推進費の性暴力等被害者支援事業について、増加傾向や減少傾向など、どのような状況か。また、支援の体制も聞く。

東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業があるが、内容を聞く。

男女共生課長

性暴力等被害者支援事業について、警察が性犯罪の捜査を行っているが、なかなか警察に言い出しにくく被害が潜在化しやすい状況であるため、性暴力被害者の相談を受け付ける、必要があれば緊急避妊をはじめ医療を公費で負担してサポートする事業である。これは、(公財)ふくしま被害者支援センターに業務委託しており、女性相談員が相談に対応している。件数の330件について、国でも性暴力被害に対する相談の対応を令和2年度から強化し広報に力を入れていることもあり、2～3年の数は増えている。

東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業では、東日本大震災の避難者、東日本大震災特有の生活環境の変化に伴い、様々な困難や悩みを持つ女性に対する相談窓口を設けている。

特に避難者や避難先から戻ってきたがコミュニティーの中で孤立するなど人間関係に不安を持っているとの相談が多いが、県内のNPO法人に業務委託して実施しており、電話、面談及び訪問での相談の受付により対応している。

件数は927件だが現在横ばいであるため、悩み相談に対するニーズは引き続きある。

荒秀一委員

性暴力被害の支援は大変重い、窓口を開放し相談しやすくすべきである。また、支援体制も特有の事例であるため気を遣わなくてはならないと思う。

医療費等助成件数は14件であるが、医療関係者の支援と理解してよいか。それを支える体制についても聞く。

男女共生課長

性暴力等被害者支援事業の医療費の助成について、県産婦人科医会と連携して、県内の産婦人科医で性暴力等の被害者

を診察、対応できる協力医療機関を募り連携して取り組んでいる。

令和3年度は14件の助成件数であり、緊急避妊や長期で精神的な問題へのカウンセリング及びサポートにも取り組んでいる。

荒秀一委員

被害者支援であるが、被害だけでなく正しい知識、人間として暴力があってはいけないとの広報活動も並行して絶対に行わなければならない。所管の部署として啓発活動はどのように行っているのか。

男女共生課長

性暴力は人権に対する大きな侵害であるとの意味で、人権教育として、例えば県では男女共生センターでセミナーを開催するほか、小中学校、高校と連携した事業の中でテーマの一つとしてデートDVなど、性暴力につながるテーマを取り上げ、高校生等に対する教育活動にも取り組んでいる。

生活環境総務課長

先ほどの古市委員の令和3年度の予算額に対する執行率はどのようなものかとの質問について、予算執行説明資料138ページに数字が載っている。予算額399億5,670万6,000円だが、これは補正後の予算であり、その右が決算額になる。これを計算すると98.7%となる。

もう一つ、調査資料25ページ、前年度における決算審査特別委員会の処理状況調である。2(1)1行目、「前年度と比較し繰越額や不用額が増加しているが」との部分である。

どの程度かとの質疑だが、前年度とは元年度であり、現在数字は持ち合わせていない。昨年度の繰越しが前年の2年では2億4,500万円余りであり多いという指摘だと思うが、3年度の繰越額としては先ほど説明したとおり9,240万9,400円と圧縮されており、適切な事業執行に努めた。

古市三久委員

前年度とは、令和元～2年度に不用額が増えたとのことである。3年度の不用額はどのような関係にあるのかと聞いた。

2億何千万円から減ったとのことである。それをしつこく聞いた。

生活環境総務課長

今答弁したのは繰越額であり、不用額は前年度の数字を現在持ち合わせていない。繰越額は縮小している。

古市三久委員

後で教えてもらえばよい。

生活環境総務課長

了解した。

星公正副委員長

それでは、今のものは、明日資料として提出願うか。

古市三久委員

提出願う。

(10月19日(水) 保健福祉部)

江花圭司委員

こども未来局長の説明にあった不妊治療への支援拡充について、事業の実績と成果を聞く。

子育て支援課長

令和3年度の特定不妊治療費助成事業については、県分は延べ883件、中核市分は延べ1,043件を助成しており、県内の助成実績としては1,926件である。

江花圭司委員

私にも治療を受けて子宝に恵まれ、立て続けに2名産まれた知り合いがいる。これほど多くの要望があるようだが、着床に至った経過などは分かるか。

子育て支援課長

昨年度までは保険適用外であった不妊治療が今年度から保険適用となったが、そうした不妊治療の助成により、様々な治療が妊娠等に結びついたと認識している。

江花圭司委員

不妊治療が妊娠に結びついたとの成果は結構大事であると思うが、どれほどの人数が不妊治療の支援を受け、どれほどの人数が着床に至り子宝に恵まれたかの経過を把握することは大事である。今後のことだと思うが、把握はまだか。

子育て支援課長

その点については、把握に努めていく。

江花圭司委員

予算執行説明資料189ページの屋内遊び場確保事業、局長説明要旨2ページの市町村の屋内遊び場の遊具設置等への支援について聞く。市町村が屋内遊び場を造ることはよいが、遊具が高価であるため各市町村では更新について課題になっている。この点に関する支援だと思うが、9市町村への支援実績や事業内容を聞く。

こども・青少年政策課長

子供の遊び場支援は、整備に係る部分と継続して運営していく部分に大きく分けられる。新設整備の部分については、避難地域が対象である。

江花圭司委員

そうすると、局長説明要旨にある市町村の屋内遊び場の遊具設置等への支援はどの予算に含まれるのか。

こども・青少年政策課長

予算執行説明資料189ページの5チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業のうち、屋内遊び場確保事業である。

江花圭司委員

それは分かるが、19市町村とは全てが避難地域なのか。

こども・青少年政策課長

詳細は、調査資料342ページの負担金、補助及び交付金調の12～29番までを補助対象として計上している。

江花圭司委員

この事業はかなり要望があると思うが、令和3年度からの継続事業として今年度も実施しているのか。

こども・青少年政策課長

この実績は令和3年度であるが、今年度も継続して補助を実施している。

古市三久委員

調査資料50ページに記載がある約20億円の不用額は、先ほどの説明によると新型コロナウイルス感染症の影響により病院の受診者が減少したとの理解でよいか。

国民健康保険課長

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症に係る受診控えの影響により、3年度も受診控えの傾向があり医療費が想定より下回った。

古市三久委員

受診控えによる影響を分析しているのか。

国民健康保険課長

受診控えによる健康等への影響について直接の分析には至っていないが、受診控えの中でも特定健康診査をしっかりと受

診してもらい、生活習慣病の予防につながるよう市町村と連携して取り組んでいく。

古市三久委員

調査資料96ページの負担金、補助及び交付金調ではいわき市の負担金が一番多いが、いわき市には生活困窮者が多いとの理解でよいか。

国民健康保険課長

保険基盤安定負担金は、低所得により保険料を軽減した部分や低所得者数の割合等に応じて保険料水準を一定程度配慮するものであり、必要のある市町村に対して申請に基づき算定している。低所得者の割合に応じた算定である。

古市三久委員

直接的に簡単で刺激的な言葉ではなかなか言えないと思うが、そのような状態にあると理解してよいのか。

国民健康保険課長

被保険者の所得状況に応じて対応している。

古市三久委員

予算執行説明資料201ページに難病相談・支援センター事業の記載があるが、人員配置や運営状況を聞く。

障がい福祉課長

難病相談・支援センター事業は、難病患者やその家族が開催する相談会への補助、難病患者やその家族からの医療相談、難病患者やその家族の交流会、就労を希望する難病患者への就労支援のためのセミナーや、看護師や介護支援専門員を対象とした研修会を実施している。

古市三久委員

予算額はどの程度か。

障がい福祉課長

手元にあるのが令和4年度の予算で申し訳ないが、4年度当初予算では約690万円であり例年ほぼ同規模である。

古市三久委員

この事業の下に6番として、被災難病患者等相談支援員が5名と記載されているが、これは被災難民のための相談員であり、被災者以外は対象外なのか。

障がい福祉課長

この5名は各保健福祉事務所に保健師等を相談員として設置しており、被災者であっても被災者以外であっても相談があった際は難病に関する相談を受けている。

古市三久委員

難病相談・支援センターはどこにあるのか。

障がい福祉課長

県庁本庁舎1階に入って左側にある。

古市三久委員

そこには相談員は何名いるのか。

障がい福祉課長

家族会等に委託しており、その事務員が一次的には相談対応をしている。

古市三久委員

約600万円の予算が適当かどうかを考えると、非常に不十分であるという感じがしないわけでもない。様々な人から話を聞くと、支援センターの設置は評価しているものの、人的配置など運営面を充実させてほしいとの声がある。今後十分に検討してもらい、その点については充実させる方向で運営してほしいと思うが、どうか。

障がい福祉課長

現在委託をしている家族会をはじめ、実際に利用している難病患者やその家族の声をしっかり聞き、この事業の在り方をしっかり進めていきたい。

古市三久委員

難病患者への情報提供について、県の対応を聞く。

障がい福祉課長

難病相談・支援センターでは日頃の相談受付以外にもセミナーの開催や就労説明会等があるため、地域の各保健福祉事務所を通じてチラシ等で案内している。

古市三久委員

難病患者は様々な情報を適切に得たいと思っており、ガイドブックなどを作成している市町村もあるが、やはり県も情報提供する冊子等の作成を今後検討していくべきと思うが、どうか。

障がい福祉課長

確かに利用者から様々な形で要望を受けているため、要望を踏まえ今後検討していきたい。

古市三久委員

県では、重症筋無力症の患者数を把握しているか。

障がい福祉課長

申し訳ないが手元に資料がないため、今は答えかねる。

古市三久委員

最近増加しているとの話がある一方で専門医がないことも指摘されているため、その辺りについても今後充実させる方向で検討してほしいと思うが、どうか。

障がい福祉課長

委員指摘の件を持ち帰り、しっかり事実関係を確認したいと思う。

星公正副委員長

今の件について、人数が分かれば資料として提出してもらおうか。

古市三久委員

委員会中に提出してもらう必要はない。

星公正副委員長

ただいまの件は結構である。

古市三久委員

予算執行説明資料207ページの食品営業許可指導事務経費について、令和3年度におけるキッチンカーの申請件数を聞く。

食品生活衛生課長

詳細な件数は手元にないが、飲食店営業や菓子製造業など複数の業者があるが、自動車による営業いわゆるキッチンカーの許可件数は県分と中核市分を合わせて例年200件程度である。

古市三久委員

悩ましい問題である。所管している保健所へ申請を行うため、中核市は中核市で申請をするわけである。中核市の申請者が本県全域でキッチンカーを営業するために申請する件数はどの程度か。

食品生活衛生課長

中核市分と県分の両方で許可を取得する事業者については、現在中核市と県の許可状況を照合中であるが、おおむね約100事業者である。

古市三久委員

県側と中核市側で意思疎通がうまくいかず許可が下りないケースは、何件程度あるのか。

食品生活衛生課長

今の質疑は、例えば中核市では許可が下りるが県では許可が下りないという場合のことか。この点については、基本的には中核市は県の施設基準等に準拠する形を取るため、同じキッチンカーであれば県でも中核市でも許可は下りる。許可基準に適合するよう事前相談があり、県保健所や中核市保健所において施設基準等の説明を常に情報共有しながら指導しているため、中核市で許可が下りて県では許可が下りない、またはその逆パターンは基本的にはないと認識している。

古市三久委員

中核市で許可を得ている事業者が県全域で営業するためには、県に申請すればよいのか。

食品生活衛生課長

食品衛生法の規定上は各自治体に申請する形であるため、県内では県エリアは管轄する県保健所へ、中核市は中核市保健所へそれぞれ許可を取ることになる。しかし、現在、中核市の3保健所と県保健所では、いずれにおいても営業できる形となるよう中核市と検討を進めている状況である。

古市三久委員

最後に要望するが、事業者が県内各地で営業できるよう早急に整理願う。

佐藤郁雄委員

調査資料の病床確保支援事業について聞く。各病院が例えば10床確保したうち6床を使用したなど、病床を確保している部分に対する支援か、もしくは使用した部分に対する支援か。

地域医療課長

病床確保支援事業は、空床を含め事前に確保している病床の部分が対象である。

ただし、入院により診療報酬が支払われる部分は空床から外れる形になることから、その部分を差し引き確保料として支払っている。

佐藤郁雄委員

新聞報道において、病床を確保しても受け入れたくないがために入院させずに金をもらう病院があると以前聞いたが、そのようなことはないのか。

地域医療課長

各病院の状況によりクラスターが発生した際は受け入れが困難な場合もあるが、県内ではそうした点にも配慮しながら調整しているため、確保した病床については基本的には受け入れてもらえる状況になっている。

佐藤郁雄委員

各病院は本当に助かっているため、今後もぜひよろしく願う。

予算執行説明資料198ページ、7新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業については、勤務環境の整備という形で各病院や各施設に支払われているとのことだが、その後従事者へ全て支払われているか確認しているか。

地域医療課長

支給実績に基づき補助する取扱いであるため、支給実績を確認後に対応している。

佐藤郁雄委員

部長説明要旨において、「震災等により減少した医療従事者の確保を図るため、看護師の離職防止や再就業のための支援等を行ってまいりました」とあるが、支援の内容と実績を聞く。

医療人材対策室長

看護職員の確保について、新人の看護職員が継続して勤務できるよう各病院に研修を実施してもらい、その経費を支援している。

さらには、再就業支援として（公社）福島県看護協会のナースセンターのサテライトをいわき地区に設置し、特にいわ

き地区における再就業支援を実施した。令和3年度は、いわき地区において44名の看護職員の再就業を支援した。

佐藤郁雄委員

44名は人数として多いのか少ないのか。

新型コロナウイルスに係るワクチン接種等の現場へは戻ってきても、病棟に勤務するような看護師は200名程度しかいなかったと聞いている。よく看護師不足と言われるが、看護職から離れたいとの理由で辞める者が結構いるため、それらに戻ってきてほしいと言ってもなかなか難しいことから、潜在看護師を掘り起こすことよりも行政が養成機関をつくるなど、養成に力を入れていく考えはあるか。

医療人材対策室長

委員指摘のとおり、看護師の育成確保は重点課題として取り組んでいる。その中で、看護師養成所への入学者を確保するため、小中学校のうちから啓発し関心を高めてもらい、学生を確保していくことを一生懸命取り組んでいる。

佐藤郁雄委員

県で養成所を設置する考えはあるか。

医療人材対策室長

看護職員の需給計画に基づき育成しており、現在養成を行っている学校において何とか確保できている状況であることから、現時点では予定していない。

吉田英策委員

調査資料52ページの母子父子寡婦福祉資金貸付事業については、予算額約1億6,000万円のうち不用額が約1億4,000万円であり、ほとんどが不用額である。どのような状況なのか。

児童家庭課長

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は貸付けの希望者が借り受けられるよう、不用残は翌年度に繰り越す形で対応している。今年度は2,200万円程度の事務費も含めて貸付けを行い、残額は翌年度に繰り越し、必要な貸付けを希望する母子寡婦等が生じた際に適切に貸し付けられるような資金のつくりとなっている。

吉田英策委員

約1億6,000万円の予算を組んでも2,000万円程度しか使用されていないのは、条件が厳しく借りることができないのか、例年この程度の支出しかないのか。

児童家庭課長

令和2年度は3,500万円程度貸し付けており、3年度は2,000万円弱であった。この背景には、他の育英会において4年4月から入学時の授業料について給付型の奨学金ができたため就学準備金等の資金が減少している。他の給付金制度ができたためとして理解願う。

吉田英策委員

要望だけ述べる。約1億6,000万円の予算を組むということは、それだけ必要とする者がいるためこうした予算を組むのだと思う。そのため、必要とする者が確実に利用できる制度でなければならないため、その辺りはしっかり対応願う。

次に、新型コロナウイルス感染症の関係で何点か聞く。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により県職員は本当に苦労したと思う。そこで、3年度における感染者数と死亡者数を聞く。

保健福祉総務課長

年度における感染者数はすぐに答えられないが、令和3年1～12月までの感染者数は8,567名である。死亡者数については、手元に数字がないため後ほど回答する。

星公正副委員長

後ほど回答してもらおうか。

吉田英策委員

後ほど回答願う。様々調べたところ、昨日18日時点における県内における新型コロナウイルス感染者の累計は、19万4,000名を超えており、死亡者数は289名との数字が出ていた。なぜ県が、令和3年度の感染者数と死亡者数がすぐに回答できないのか不思議でならない。やはりそうした数字をきちんと手元に置いて対策を立てることが必要である。後ほど、3年度の感染者数と死亡者数について資料で提出願う。

3年度は2年度に引き続き感染者が増え、恐らく死亡者数は100名を超えていたと思うが、一番の課題は保健所職員が超過勤務で大変であったことである。保健所の体制をどのように強化してきたのかを聞く。

保健福祉総務課長

保健所の体制については、所内の感染症対策ラインに加え他のラインからも全体的に応援を得る形で、第一義的には所内での体制を整備した。そのほか、各地方本部として地方振興局を中心に県の各出先機関からもサポートを受けて運営してきた。また、保健師など専門職については、不足する部分を市町村から支援してもらったりIHEATということで市中にいる有資格者に登録してもらい応援を得ている。

吉田英策委員

引き続き保健所体制の強化を願う。

また、先ほど看護師確保に係る質疑があったが、医療機関も大変であった。新型コロナウイルス感染者を受け入れる医療機関への支援は様々あるが、コロナ禍により患者数が減少し経営が大変である医院やクリニックへの支援については、どのように行ったのか。

地域医療課長

感染症対策に係る経費等もあるため、初期の令和2年度には医療機関に対して支援金を交付した。また、現在は診療検査医療機関として患者を受け入れた際、クリニックに対しても受入れに応じた支援金を県として支出しているため、県とすることができる部分は極力支援している。

吉田英策委員

医療機関への支援を強化してほしい。

また、令和3年度はPCR検査体制の拡充をどのように進めたのか。

薬務課長

PCR検査については、民間検査機関への委託等も含めて県全体で1日当たり6,000件検査できる体制を整えた。

吉田英策委員

部長説明要旨にもあったが、感染者のリバウンドの兆候が見られることが今後本当に心配される。そのため、保健所体制の充実、医療機関への支援や検査体制の充実を進めてほしいと要望する。

次に、令和3年度における児童虐待の件数を聞く。

児童家庭課長

令和3年度における児童虐待に係る通告対応件数は1,985件である。

吉田英策委員

やはり相当多い数だと思う。

資料において、児童虐待対応相談員が2名配置されていると記載されており、この件数に比べると2名は少ないと思うが、どうか。

児童家庭課長

2名については警察官OBを配置しており、ほかの児童相談所2か所へは警察官を併任で配置しているため理解願う。

吉田英策委員

そのほか家庭児童相談員3名の詳細を聞く。

児童家庭課長

予算執行説明資料186ページの家庭児童相談室事業経費における家庭児童相談員3名は、白河、南相馬及び田島の児童相談所分室に配置している人数である。

吉田英策委員

児童虐待を早期に発見することで子供たちが虐待に遭わないようにすることが大事であると思う。先ほど説明があった2名の警察官以外にも、各市町村へ相談員を配置することにより児童虐待の根絶に努めてほしいと思うが、相談員の増員についてはどうか。

児童家庭課長

市町村では子ども家庭総合支援拠点をつくったり、要保護児童対策地域協議会の構成員に警察官を含めて様々議論するなど対応している。市町村の支援については、今年度から児童相談所へ市町村支援担当職員を配置し、市町村の対応を支援していくよう体制強化に取り組んでいる。

山内長委員

予算執行説明資料186ページの、結婚・子育て応援事業について聞く。部長説明には、結婚世話やき人等による出会いの機会の提供に取り組んだことと併せて、市町村の結婚応援ボランティアとの連携を強化したと記載がある。世話やき人登録者数は累計で107名とのことだが、事業内容の詳細を聞く。

こども・青少年政策課長

世話やき人の募集のほか、昨年度は世話やき人となった者へ養成とスキルアップを行うための研修会を17回実施、世話やき人同士の連携のために実施する打合せ等を19回開催した。

山内長委員

市町村の結婚応援ボランティアと連携したとのことだが、これは全市町村にあるのか。

こども・青少年政策課長

県内における市町村の結婚応援ボランティアは、13市町村、約300名である。県と連携するために、共同で実施する研修会に可能な限り参加してもらえよう案内している。

山内長委員

人口減少に係る対策として非常に大切な部分であると思うため、数字があればなおよいが、どのように実績を総括するかを聞く。

こども・青少年政策課長

令和3年度の成婚数について述べる。はび福なびと呼ばれるシステムによる成婚数は20件、世話やき人による成婚数は23件、合計43件であった。

山内長委員

予算執行説明資料217ページ、看護職員離職防止・復職支援事業について聞く。

先ほども質疑があったが、コロナ病棟を増やす必要があることにより、看護職員が通常の看護業務以外の雑用等に非常に時間が取られるとの話を聞く。また、給料等の問題もあると思うが、感染予防のためどこへも行けず離職してしまう状況にある。その辺りを含め、この事業の実施により最終的にどのように総括するのか。

医療人材対策室長

コロナ禍において看護師には様々対応してもらい、かなり負担が出ている状況である。様々な取組をしているが、各病院では看護補助者の導入により少しでも看護師の負担を軽減できるよう必要に応じて対応してもらっている。県ではそうした取組を引き続き支援し、看護師の負担を軽減できるよう取組を進めていきたい。

山内長委員

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の不用額が多すぎると思う。先ほどの説明では貸付金額が見込みを下回ったとのことだ

が、どのように見込んでいるのか。また、見込みが甘いことについて、その辺りを説明願う。

児童家庭課長

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の予算のつくりについては、基本的には国から来た資金を貸付け分は使い、使わなかった分は翌年度に繰り越す形であるため、特殊なものであると理解願う。

また、令和3年度は給付型の奨学金制度ができるなど様々な諸事情があったことから、見込みよりも執行額が少なく翌年度に繰り越したと理解願う。

古市三久委員

先ほどの吉田委員の質疑の関連で、保健所の体制について聞く。

中核市は中核市に保健所があり、県には県の保健所がある。新型コロナウイルス感染症がパンデミックになった際、それらの保健所は県全体として対策を講じるという意味で1つの県の方針に基づき情報を共有しながら対応しているのか、もしくは全く独立して対応しているのか。

医療調整担当課長

中核市と県は独自の権限があるが、本県はもとより中核市を含めた情報共有の体制を取っており、今回も中核市とは感染者に関する情報等を得たり、日々連携のため情報交換を行い、方針を決定する際は中核市とも話し合いながら、中核市と県が同じ考え方で実施できるよう常に対応している状況である。

古市三久委員

そのようなことであればよいが、中核市と県の方針が違わないよう、県民の安全・安心をしっかりと確保するために情報共有しながら取り組んでほしいと思うため、よろしく願う。